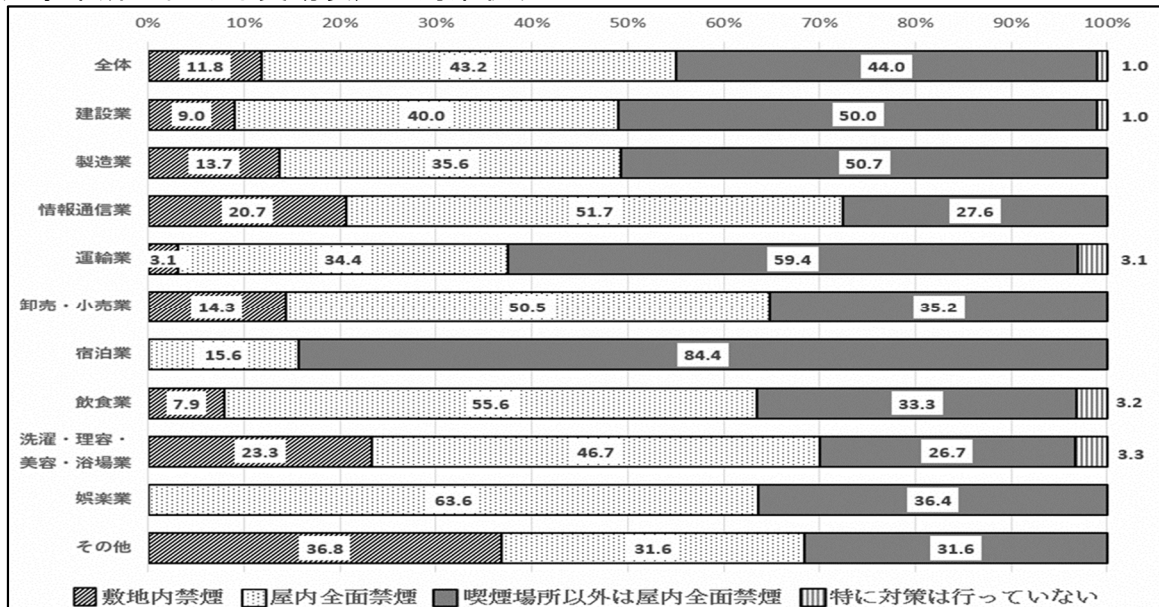


# 受動喫煙防止対策に関する現状と取組

## 1 現状

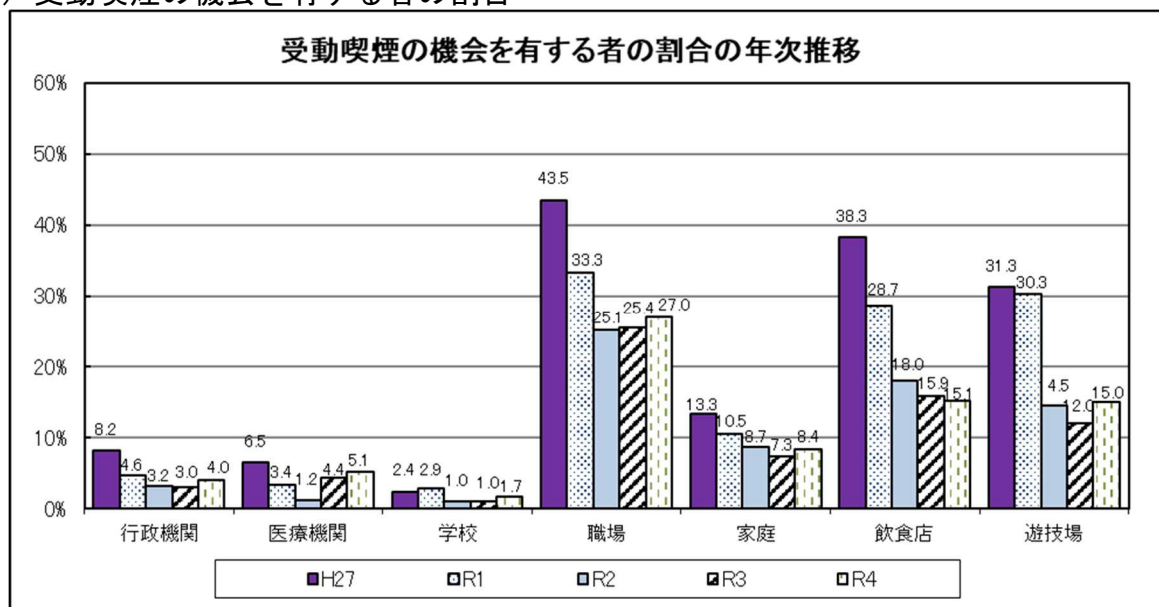
- ・県が行った R5 受動喫煙防止対策実施状況調査によると、各業種とも対策が進みつつある。
- ・一方で、職場や飲食店などにおける受動喫煙の機会を有する者は、一定割合で推移。

### (1) 事業所における受動喫煙の対策状況



(出典：R5 受動喫煙防止対策実施状況調査)

### (2) 受動喫煙の機会を有する者の割合



	行政機関	医療機関	学校	職場	家庭	飲食店	遊技場
H27	8.2	6.5	2.4	43.5	13.3	38.3	31.3
R1	4.6	3.4	2.9	33.3	10.5	28.7	30.3
R2	3.2	1.2	1.0	25.1	8.7	18.0	14.5
R3	3.0	4.4	1.0	25.4	7.3	15.9	12.0
R4	4.0	5.1	1.7	27.0	8.4	15.1	15.0

(出典：県民健康・栄養実態調査)

## 2 県の取組

### (1) 受動喫煙対策事業

#### ① 事業内容

- ・特に対策が遅れている製造業及び建設業の企業事例を集めた事例集を作成、配布 (R3)
- ・R4 年度では卸売・小売業など、さらにその他の業種の事例を追加した事例集を作成、配布し企業間での横展開を図ることで取組促進を行った。

#### ② 掲載内容

- ・制度、支援内容  
施設におけるルールやたばこの健康影響、加熱式たばこの情報、支援制度の案内 等
- ・個別事業所事例  
業種、対策の内容、進め方のポイント (成功・失敗事例)、事業所へのアドバイス 等

### R4 受動喫煙事例集取組事例 (卸売業) ▶

#### 【取組の経緯】

- ・当時の会長が受動喫煙対策を開始
- ・R2 から健康経営に取り組み始め、近年は禁煙対策にも注力

#### 【対策の内容】

- ・分煙→屋内禁煙 (屋外に喫煙所を移動)
- ・就業時間内禁煙の導入  
R3.10～ 役員禁煙タイム導入  
→R4.8～ 従業員禁煙タイム試行  
→R4.11～ 従業員禁煙タイム完全実施

#### 【進め方のポイント】

- ・いきなりトップダウンで始めるのではなく、一つひとつ段階を踏み、時間をかけて丁寧に従業員に説明
- ・従業員に先駆け、役員が率先して禁煙タイムを導入するなど、従業員と一緒に取り組みやすいよう工夫

段階を踏んで丁寧に説明することで  
従業員の理解を得る

屋内禁煙 就業時間内禁煙

取組事例④ 業種：卸売業 鋼材の一次加工から塗装、販売などを一貫して行っています

柏陽鋼機株式会社  
所在地：柏崎市大字藤井1495  
従業員数：78名 (うち男性58名、女性20名)  
喫煙率：34.6%  
https://www.hakuyo21.co.jp/

▶取組の経緯  
H22年頃、たばこが従業員の健康に悪影響があることから、当時の会長が受動喫煙対策を始めたことが最初のきっかけです。またR2年頃から健康経営に取り組み始めたこともあり、近年では禁煙対策にも力を入れています。

▶対策の内容  
■分煙→屋内禁煙 (屋外に喫煙所を移動)  
それまでは屋内で喫煙可能でしたが、屋外に専用の喫煙室を設け、屋内は禁煙としました。屋外喫煙室の設置から10年以上が経過していますが、屋内禁煙のルールは変わらず継続されています。

▶進め方のポイント  
段階を踏んで丁寧に説明することで  
従業員の理解を得る  
いきなりトップダウンで始めるのではなく、一つひとつ段階を踏み、時間をかけて丁寧に従業員に説明するようにしました。  
また従業員に先駆け、役員が率先して禁煙タイムを導入するなど、従業員と一緒に取り組みやすいよう工夫しました。

▶今後について  
R5年4月から国立がん研究センターが実施する、禁煙対策の研究プロジェクトに参加する予定です。  
こういった取組により弊社に合った禁煙対策を確立していき、最終的には社用車も含め、敷地内すべての禁煙につなげたいと考えています。

▶これから取り組む事業所へのアドバイス  
対策にあたっては、従業員が健康であることが、本人にとっても会社にとっても一番大事であることをしっかりと説明することを心がけています。その上で、たばこ対策も健康づくりの一環として従業員一人ひとりの参加を促していくことが重要だと思えます。

### ○R4 事例集に関する企業からの主な意見

- ・同業他社で先進事例を知り、自社内で話題になった。
- ・受動喫煙防止の観点から、喫煙所内はどのような工夫がされているか知りたい。
- ・企業規模が違うため、零細企業の事例が見たい。

(2) R5 受動喫煙防止対策実施状況調査

- 改正健康増進法の全面施行から約3年が経過したことを踏まえ、県内の第1種施設・第2種施設における現在の対策実施状況や課題を把握し、本県における総合的な受動喫煙対策の基礎資料とするために実施。(3年に1度の実施)
- 調査結果は別冊報告書のとおり。

## 令和5年度受動喫煙防止対策実施状況調査

1 調査目的  
令和2年4月改正健康増進法の全面施行により受動喫煙対策の強化が図られ、学校・病院等の多数の者が利用する施設(第1種施設)は原則敷地内禁煙、第1種施設を除く飲食店や事業所などの全ての施設(第2種施設)は原則屋内禁煙とされた。  
法施行から約3年が経過したことを踏まえ、現在の取組状況や課題を把握し、本県における総合的な受動喫煙対策の基礎資料とする。

2 調査対象施設(各1,000施設へ調査)

業種	送付数	業種	送付数
建設業	160	宿泊業	50
製造業	130	飲食業	220
情報通信業	60	洗濯・理容・	90
運輸業	70	美容・浴場業	
卸売・小売業	170	娯楽業	50

(1) 第1種施設(回答863件、回収率86.3%)  
※医療機関、児童福祉施設、学校、官公庁

(2) 第2種施設(回答491件、回収率49.1%)  
※右表の業種区分により抽出

3 調査方法  
対象施設に対して調査票を郵送し、インターネット(専用のフォームより入力)、電子メール、FAXにより回収。

4 調査内容  
ア 受動喫煙防止対策の実施状況、今後の予定及び実施していない理由  
イ 受動喫煙防止対策に関する意見、要望

5 調査基準日  
令和5年10月1日

(3) 受動喫煙防止キャンペーン(Web広告)

- 「健康立県にいがた推進強化月間」(9月~11月)の各種プロモーション施策と並行して、受動喫煙防止に向けた普及啓発のためのWeb広告を実施。

## 受動喫煙防止・がん検診普及啓発キャンペーン

【概要】健康立県の実現に向けた5つのテーマ(食生活、運動、デンタルケア、たばこ、早期発見・早期受診)のうち、「たばこ」及び「早期発見・早期受診」の普及啓発に向けたWeb広告を実施

【テーマ】がん検診、子宮頸がん検診、受動喫煙防止

【掲出媒体】Googleディスプレイ広告、Youtubeバンパー広告(6秒動画)、Instagram広告(子宮頸がん検診のみ)

【掲出期間】令和5年11月22日~令和5年12月21日(1か月間)

### ○Googleディスプレイ広告

早期発見・早期受診が大切です

「自分もまた大丈夫!」と思ってるあなた

がん 日本人の二人に一人が がんになる時代

子宮頸がん罹患率 28倍

ハタチから定期検診を!

20歳以上の女性に2年に1回検診

様々な施設で 原則屋内禁煙

義務に なっています

禁煙 は 両方が狭いっねー...

#### (4) その他啓発

##### ① 改正健康増進法の周知

改正健康増進法の内容を周知するため、事業所向けのリーフレットを作成し配布  
 〈これまでの主な配布先〉

- ・(公社)新潟県食品衛生協会      ・商工会      ・にいがた健康経営推進企業
- ・新潟県地区食品衛生協会      ・商工会議所      ほか

##### ② 喫煙者マナー啓発

受動喫煙防止のため、喫煙者のマナーに着目したポスター「私、煙慮します」の配布  
 〈これまでの主な配布先〉

- ・飲食店      ・コンビニエンスストア      ・県庁舎      ・企業

#### (5) 地域機関による取組

##### ① 地域機関による指導・相談業務 (R1～R5)

年度	相談・通報件数		指導・助言件数		立入検査件数		喫煙可能室届出		
	(実)	(延)	(実)	(延)	(実)	(延)	新規	変更	廃止
R2	353	371	107	126	10	15	881	1	7
R3	120	138	85	104	9	13	18	3	2
R4	95	115	82	116	7	8	7	3	2
R5※	55				3		6	0	3

※ 対象期間：令和5年度：R5.4.1～R5.9.30 空欄部分は年度末把握予定

##### ② 地域機関が実施した立入検査の事例

実施保健所	立入日	通報内容	指導内容
魚沼	R5.12.5	飲食店の店先（店内は禁煙）での喫煙で、近隣住民が煙に迷惑している、密集地で火事も心配である。	受動喫煙防止配慮義務について説明。管理権原者として受動喫煙や吸い方について注意書きや声掛けをする等の対応を求めた。
佐渡	R5.7.25	工事請負業者からパチンコ店2店舗の加熱式たばこ専用喫煙室の設置工事を実施したい旨相談。	加熱式たばこ専用喫煙室は客席面積の5割以下が望ましい旨を説明した。設置基準を満たした形で工事がなされたか否か確認するため、工事請負業者及びパチンコ店長の同席のもと、現地確認を行ったが、5割以下となっていない状況が見受けられたため、受動喫煙防止対策を講じてほしいことを文書で通知した。また、専用喫煙室の入口において専用喫煙室へ向かう気流が風速0.2m/s以上あることの計測を定期的に行うよう助言した。

③ 地域機関が実施した立入検査後の文書指導の事例

R2：1件

R3：事例なし

R4：1件

R5：事例なし



〔 R4 文書指導の事例 〕

違反内容	喫煙禁止場所における喫煙、喫煙器具、設備等の設置 令和4年5月から複数回指導をしたが、虚偽の報告をするなど改善が見られなかった。
保健所の対応	下記について、管理権原者へ指導・助言文書を手交 (1) 屋内禁煙とし、紙たばこ及び加熱式たばこを喫煙させないこと。 (2) 管理権原者として、屋内で喫煙をする（喫煙しようとする）人へは、喫煙の中止又はその場から退出を求めるよう努めること。 →その後、改善されたことから、命令等さらなる対応は必要なし

④ 地域機関における受動喫煙対策の取組（実施予定含む）

実施事業所等	実施保健所	実施日等	参加者数等	実施内容
食品衛生指導員研修会	村上	R6.2～3月 (予定)	約50名	県作成「受動喫煙防止対策取組事例集」を配布
新潟市秋葉区文化会館	新津	R5.7～11月 (計4回)	新津労働基準協会主催 職長会議参加者60名	県作成改正健康増進法に関するリーフレットを配付し、概要説明と職場における受動喫煙対策徹底の周知
五泉市福社会館、阿賀町公民館		R5.10～12月 (計3回)	新津地区食品衛生協会・約180名	
食品衛生責任者実務講習会(4会場)	三条	R5.10月～		県作成改正健康増進法に関するリーフレットを配布

実施事業所等	実施保健所	日時等	参加者数等	実施内容
飲食店	長岡			県作成の改正健康増進法に関するリーフレットの配布
	魚沼	R6.2月～3月(予定)		事業所担当者向け Zoom セミナー
食品衛生実務研修会参加者(保健所及び食品衛生協会実施 食品衛生責任者のための研修)	南魚沼	R5.10月～12月	研修会参加者 566人	飲食店・宿泊業等を対象に職場における受動喫煙防止対策実施状況調査を実施  【結果】 ○ 受動喫煙防止に関する法の認知度は約85% ○ 対策未実施事業所は約5% ○ 行政に対して、助成金、ポスターなどの教材提供、情報提供(加熱式たばこ)に関するニーズが高い ※ 詳細集計中
にいがた健康経営推進企業新規登録4事業所	柏崎	R5.6月		たばこ対策に関する取組状況について聞き取り
翠光建材株式会社	柏崎	R5.9.6	事業所従業員 10名	講義「血圧に関連する主な生活習慣:喫煙・食生活(食塩摂取等)とは」
柏崎地域振興局	柏崎	R5.9.28	出席者 21名 (商工会議所や労働基準協会、産業保健総合支援センター、にいがた健康経営推進企業登録企業等)	自主点検票を活用した職場の健康管理・にいがた健康経営推進企業への働きかけについて地域・職域連携推進協議会で協議。 その他:柏崎管内市村より、受動喫煙防止対策に実施状況について関係機関へ情報提供。

実施事業所等	実施保健所	日時等	参加者数等	実施内容
上越食品衛生協会総会・表彰式典	上越	R5.6月	100部	県作成の受動喫煙に関するリーフレットを配布
上越食品衛生協会実務講習会	上越	R5.10月	700部	飲食店向けに作成したチラシを配布
管内事業所	上越	R5.4月～12月	計10事業所	たばこの害、受動喫煙についての出前講座
	糸魚川			成人への取組と同時実施
商工会、飲食店組合、佐渡労働基準協会、佐渡検診センター、佐渡労働基準監督署、全国健康保険協会新潟支部、ライオンズクラブ	佐渡	R5.5月	飲食店用1400枚、事業所用1700枚	部（HC）作成の改正健康増進法に関するリーフレット配布。